

大へ審答申第1号
令和7年6月17日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市ヘイトスピーチ審査会
会 長 中 井 洋 恵

ヘイトスピーチに係る拡散防止措置及び公表内容について（答申）

貴職発令和7年4月4日付け大市民第9号で諮問された案件番号「令元-職
9」について、別添のとおり答申します。

答申（拡散防止の措置及び公表内容）〔令元-職9〕

第1 審査会の結論

本件諮問に係る諮問書の別紙（以下「諮問書別紙」という。また、用語の意義は、諮問書別紙の例による。）の内容については、妥当なものと認める。

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、条例第5条第2項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 本件表現活動1を行ったもの

弁士Aに対しては、簡易書留により、相当の期間を与えて、条例第9条第2項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与する旨の通知を行い、併せて、弁士Aからの申立てがあれば、同条第3項に基づき口頭で意見を述べる機会も付与することとし、その旨を通知したが、弁士Aからは、意見等の提出はなかった。

イ 本件表現活動4を行ったもの

ヘイトスピーチ該当性等の調査審議（令和元年11月25日付け大市民第698号による諮問を受けた調査審議をいう。）において、本件表現活動4を行ったものについては、令和7年3月13日付け大へ審答申第7号の2（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令元-職9〕の第2の3(2)ウに記載のとおりその所在は判明していない。

したがって、本件諮問に係る調査審議においても、本件表現活動4を行ったものの所在が判明しないため、条例第9条第2項ただし書に基づき、本件表現活動4を行ったものに対する意見等提出手続はとらなかったものである。

2 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置について

諮問書別紙の1に記載された、表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容のうち、本件表現活動1に係る内容については、平成30年に行われたものであり、既に表現活動が終了していることから、表現の内容が拡散されることはないことを踏まえると、適当であると認める。

本件表現活動4に係る内容については、インターネット上で公開されていた特定の動画が視聴できない状態になっていることから、表現の内容が拡散されることはないことを踏まえると、適当であると認める。

3 公表の内容について

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識について

諮問書別紙の2(1)に記載された内容は、大阪市がヘイトスピーチに該当すると認定した表現活動を特定するために必要な情報であるから、内容の公表は適当であると認める。

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要について

諮問書別紙の2(2)に記載された内容は、本件表現活動が条例第2条第1項各号に規定しているヘイトスピーチに該当すると認定した根拠となるものである。

一方で、同内容を公表することで、本件表現活動により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられるが、同内容の公表によって、ヘイトスピーチの表現内容を一般市民に周知し、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進することで、より人権意識が高揚されるとともに、ヘイトスピーチの抑止につながるものであると考えられ、また、大阪市が条例に基づき公正にヘイトスピーチ認定を行ったことを示すことにもなる。

よって、こうした公表の趣旨を付記して市民の理解を求めるよう配慮した上で、諮問書別紙の2(2)に記載された本件表現活動に係る表現の内容の概要を公表することが、条例の目的にかなうと考えられ、他に公表を見合わせるべき特段の事情も認められない。

以上のことから、諮問書別紙の2(2)に記載された内容の公表は適当であると認める。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容について

上記2に記載のとおり、諮問書別紙の1に記載された表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容は適当なものと認められることから、諮問書別紙の2(3)に記載された内容の公表は適当であると認める。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称について

ア 本件表現活動1を行ったもの

条例第5条第1項は、「当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表するものとする」としており、同項ただし書に規定されている例外的な事情がない限りは、表現活動者の氏名又は名称を公表する旨を規定している。

氏名の公表に際しては、可能であれば、当該個人を、同姓同名の他者とは区別して認識できるような公表内容とするよう努める必要がある。

したがって、諮問書別紙の2(4)のうち「(本件表現活動1)」に記載された内容の公表は適当であると認める。

イ 本件表現活動4を行ったもの

上記1(2)イに記載のとおり本件表現活動4を行ったものの氏名又は名称が判明しないことから、条例第5条第1項ただし書に基づき公表を

行わないことが適当と認められる。

したがって、諮問書別紙の2(4)のうち「(本件表現活動4)」に記載された内容の公表は適当であると認める。

4 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(別添)

(参考) 答申に至る経過
令和元年度 令元-職9

年 月 日	経 過
令和 7 年 4 月 4 日	諮問（拡散防止の措置及び公表内容）
令和 7 年 4 月 4 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 5 月 1 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 6 月 5 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 6 月 17 日	答申（拡散防止の措置及び公表内容）